

下関商工会議所 議員改選について

1号議員の選挙は10月18日

本所議員の任期が本年10月31日で満了となります。定款並びに議員の選挙および選任に関する規約に基づき議員の改選を行います。

◆議員とは

商工会議所会員の中から選ばれ、本所の組織・事業の運営にあたる商工業者の代表のことです。各業界から公正な立場で、商工業全般の振興のために会員の意思を託することのできる人を選出します。

本所議員の定数は110名で、任期は3年です。その選挙・選任の方法により1号議員・2号議員・3号議員に種別され、それぞれの手続きに従って新議員が選ばれます。

◆3号議員（定数16名）

会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任した議員。

◆2号議員（定数38名）

部会が部会員のうちから選任した議員。

下関商工会議所の部会（9部会）

- ・卸商業貿易部会
- ・港湾交通部会
- ・小売商業部会
- ・建設部会
- ・金融部会
- ・情報・サービス部会
- ・工業部会
- ・観光部会
- ・水産部会

◆1号議員（定数56名）

会員および会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙した議員。

立候補者が定数の56名と同数または定数に満たない場合は、投票は行いません。

◆会員が有する権利

所定の会費を完納し確定選挙人名簿に登録された会員は、議員を選挙し、または議員に選任される権利を有します。

また、会費の口数に応じそれぞれ表1に掲げる個数の選挙権を有します。

会員以外の負担金を完納している特定商工業者は1個の選挙権を有します。

◆1号議員の選挙

9月12日から10月9日までの立候補届出期間に届出があった立候補者の数が、定数の56名を超えた場合は選挙を行います。

選挙は、郵送された投票用紙引換券により投票を行っていただきますが、委任状持参による代理投票もできます。

1号議員の選挙権数(表1)

年会費額	会費口数	選挙権数	年会費額	会費口数	選挙権数	年会費額	会費口数	選挙権数	年会費額	会費口数	選挙権数
8,000	4	4	32,000	16	16	56,000	28	28	80,000	40	40
10,000	5	5	34,000	17	17	58,000	29	29	82,000	41	41
12,000	6	6	36,000	18	18	60,000	30	30	84,000	42	42
14,000	7	7	38,000	19	19	62,000	31	31	86,000	43	43
16,000	8	8	40,000	20	20	64,000	32	32	88,000	44	44
18,000	9	9	42,000	21	21	66,000	33	33	90,000	45	45
20,000	10	10	44,000	22	22	68,000	34	34	92,000	46	46
22,000	11	11	46,000	23	23	70,000	35	35	94,000	47	47
24,000	12	12	48,000	24	24	72,000	36	36	96,000	48	48
26,000	13	13	50,000	25	25	74,000	37	37	98,000	49	49
28,000	14	14	52,000	26	26	76,000	38	38	100,000	50	50
30,000	15	15	54,000	27	27	78,000	39	39			

※会員1人の選挙権の個数は50個を超えることはできません。

【選挙日時】 10月18日（金）
8：30～17：15
【投票場】 下関商工会館 3階
【定数】 56名（1号議員）

選挙結果については、投票終了後即日開票し、
当選人を確定します。

議員の選挙および選任計画(表2)

新規入会および会費増口の申込 期限	7月 2日（火）	
会員の部会所属確定日	8月23日（金）	
選挙資格調査基準日	9月 1日（日）	
選挙人名簿縦覧告示	9月 3日（火）	
同 縦覧開始	9月 4日（水）	
同 縦覧終了	9月 6日（金）	
現会員・新入会員の会費および 増口会費の納入期限	9月 6日（金）	
特定商工業者の負担金納入期限		
選挙人名簿確定	9月10日（火）	
1号議員の立候補届出受付開始	9月12日（木）	
3号議員の選任	9月12日（木）	
2号議員の選任	9月19日（木） ～ 10月 8日（火）	
1号議員立候補届出締め切日	10月 9日（水）	
1号議員立候補辞退届出期限	10月11日（金）	
1号議員選挙日	10月18日（金）	
臨時議員総会 会頭・副会頭・専務理事・常議員・ 監事の選任	11月 1日（金）	

なお、10月9日の立候補届出締め切り
時に立候補者数が定数と同数または定数に
満たなかった場合や、10月11日までに
立候補者の辞退があり立候補者数が定数以
下になった場合は、投票は行いませんので
選挙中止の通知を送付します。

**新規入会および会費増口の申込みは
7月2日まで**

選挙権、被選挙権を行使するために新
たに入会あるいは会費口数を増加する場
合は、7月2日までに申込み、9月6日ま
でに該当会費を納めなければ選挙人名簿
に登録されません。

**現会員・新入会員の会費および増口
会費の納入は9月6日まで**

会費を9月6日までに完納していなけ
れば選挙権、被選挙権はありません。

**特定商工業者の負担金の納入は
9月6日まで**

特定商工業者の負担金を9月6日ま
でに完納していなければ選挙権はありませ
ん。

◆役員の選任

議員全て（1号、2号、3号議員）が決
定したら、11月1日開催の臨時議員総
会において、会頭1名、副会頭4名、専務
理事1名、常議員36名、監事3名が選任
されます。

また、11月上旬から中旬にかけて行
われる各部会総会にて、部会長、副部会
長、幹事が選任されます。

ご不明な点は、本所総務部まで
お問い合わせください。
TEL 083-222-3333
eメール webmaster@shimonoseki.cci.or.jp